

平成26年度第1回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成26年4月4日(金)					
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分		閉会時間		14時26分	
委員出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	谷本 三宝信	出席	12番	吉原 賢郎	出席
	2番	松川 徹	出席	13番	岩田 有司	出席
	3番	作野 英明	出席	14番	庄倉 三保子	出席
	4番	渡邊 義明	出席	15番	種 正明	出席
	5番	秦野 俊美	出席	16番	橋谷 邦光	出席
	6番	市川 春樹	出席	17番	幅田 智	出席
	7番	井田 憲美	出席	18番	野口 晴正	出席
	8番	岡田 康文	出席	19番	安達 洋昌	欠席
	9番	新井 健次郎	出席	20番	唯 仁司	出席
	10番	野口 康夫	出席	21番	恩田 一秀	出席
	11番	白川 透	出席			
議事録署名委員	10番	野口 康夫		11番	白川 透	
出席吏員	事務局長 頼田 泰史 局長補佐 田村 誠 農林振興室主任 三浦ゆう子					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	南部町農業委員会事務局職員の任免について
第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
第4号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第5号	農用地利用集積計画の決定について
その他	(1) 平成26年度第2回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長補佐	ただいまより、平成26年度第1回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は第1号議案が人事案件でございますので、1号議案の承認まで田村が代理を務めさせていただきます。本日の総会出席ですが、19番の安達委員より欠席の連絡を受けております。5番の秦野委員より若干遅れるとの連絡を受けております。委員数21名中19名の出席です。農業委員会法第21条及び農業委員会規則第5条によりまして、出席者が過半数に達しておりますので本会は成立していることを報告致します。それでは会長の挨拶をお願いします。

2. 挨拶	議長	第1回の農業委員会総会にご出席頂きありがとうございます。 ～途中省略～ 今後とも、ご協力をよろしくお願いいたします。
	局長補佐	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員： 10番 野口 康夫 11番 白川 透 書記： 三浦 ゆう子
3. 議事 議案第1号 南部町農業委員会事務局職員 の任免について	議長	議事に入ります。 『議案第1号南部町農業委員会事務局職員の任免について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長補佐	【議案第1号朗読（議案書1頁）】
	議長	両名の方の任命について議決承認したいと思いますが、いかがでしょうか。
	一同	異議なし。
	議長	全会一致で両名の方の任命は議決決定されました。 では、辞令交付を行います。 頼田 泰史 農業委員会事務局長を命ずる。 田村 誠 農業委員会事務局長補佐を命ずる。 平成26年4月1日 南部町農業委員会
	局長	挨拶（省略）
議案第2号 農地法第3条 の規定による 許可申請に対する許可について	議長	『議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について 農地法施行令第1条の2の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。 内容につきましては、局長補佐より説明を致します。
	局長補佐	【議案第2号朗読及び説明（議案書2頁）】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 m ² 登記：田 現況：田 m ² 合計：田 2筆 m ² 譲渡人： 耕作面積： m ² 譲渡事由：売買 譲受人： 耕作面積： m ² 譲受事由：売買 権利の種別：所有権移転 備考： の申し出により、小作をしている と協議が 整い売買で所有権移転を行い農地として利用するものである。 【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。 （補足説明）売買価格は、10アールあたり 円です。

		<p>番号 2</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：田 m²</p> <p>合計：田 1筆 m²</p> <p>譲渡人：</p> <p>耕作面積： m² 譲渡事由：売買</p> <p>譲受人：</p> <p>耕作面積： m² 譲受事由：売買</p> <p>権利の種別：所有権移転</p> <p>備考： の申し出により、 と売買により農地として利用するものである。</p> <p>【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。</p> <p>(補足説明) 売買価格は、10アールあたり 円です。</p> <p>番号 3</p> <p>土地の表示： 登記：畑 現況：畑 m²</p> <p>合計：畑 1筆 m²</p> <p>譲渡人：</p> <p>耕作面積： m² 譲渡事由：売買</p> <p>譲受人：</p> <p>耕作面積： m² 譲受事由：売買</p> <p>権利の種別：所有権移転</p> <p>備考： の申し出により、 と売買により農地として利用するものである。</p> <p>【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。</p> <p>(補足説明) 売買価格は、10アールあたり 円です。</p> <p>現地調査資料の1～3ページに位置図を付けていますのでご確認ください。</p>
議 長		議案第2号番号1の につきましては現地報告を行います。通常ですと3条は報告を致しませんが、皆様に報告をしなければいけない事例が発生しました。岡田委員より報告をお願いします。
岡田委員		8番 岡田です。本日午前中、恩田会長、唯代理、吉原委員、橋谷委員、安達委員、私、事務局より頼田局長、田村局長補佐で現地調査を行いました。 は小作地です。一部に農業用倉庫がありました。調査委員で協議の結果、許可の付帯条件として権利の移動後、2アール未満の届出を に提出するよう事務局から指導してもらうことで、調査委員全員了解致しました。以上です。
議 長		議案第2号につきまして質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
議 長		ご異議ございませんか。
一 同		異議なし。
議 長		異議なしと認め『議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に

		対する許可について』は議決承認されました。
議案第3号 農地法第4条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議 長	『議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者から説明を求めます。
	局 長	議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について 農地法施行令第1条の7の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 なお、許可にあたっては、農地法第4条第3項の規定により鳥取県農業会議に諮問し、許可妥当であるとの答申のあったものについて許可通知を行ないます。 内容につきましては、室長より説明させていただきます。
	局長補佐	【 議案第3号朗読及び説明（議案書4頁）】 番号1 土地の表示： 記：畑 現況：畑 m ² 申請人： 用途：雑種地 転用目的及び施設の概要：駐車場 備考：この申請地は農振農用地除外地です。申請地は 集落内に位置し、土地改良事業等の施行区域外で、小規模な農地に該当します。したがって、農地区分はその他の農地として第2種農地に該当します。転用計画は駐車場です。事業目的から見た転用面積は適当で、生産性が低い農地で代替地もないため、転用妥当と判断しての申請です。 (補足説明) 現地調査資料の4ページが申請位置図、申請地の道を挟んで反対側が さんの自宅です。5ページに中間図を付けています。 筆から を事務局との打ち合わせの中で分筆したものです。 も さんの所有地です。6ページに計画図を付けています。 7ページに断面図とL型擁壁の構造図、8ページにガレージを造ると言う事ですのでそのカタログを付けています。ご審議をよろしく願います。
	議 長	議案第3号につきましても現地調査を行っていますので、岡田委員より報告をお願いします。
	岡田委員	先8番岡田です。程と同じく本日午前中に恩田会長をはじめとして現地調査を行いました。1区画の 所有の圃場の中に駐車場を、家の前に町道がありましてその前にこの様な形で駐車場にされるそうです。町道との境界の立会もできており、問題ないと調査委員は了解致しました。以上です。
	議 長	議案第2号につきましても質疑を受けます。 (質問・意見なし)
	議 長	ご異議ございませんか。
一 同	異議なし。	
議 長	異議なしと認め『議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。	
議案第4号 農地法第5条	議 長	『議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者から説明を求めます。

<p>の規定による許可申請に対する許可について</p>	<p>局長</p>	<p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について 農地法施行令第1条の15の規定により提出された下記の許可申請について、許可の可否について採決を求めます。 なお、許可については、農地法第5条第3項の規定により鳥取県農業会議に諮問し、許可妥当であるとの答申のあったものについて許可通知を行います。 平成26年4月4日提出 南部町農業委員会会長 恩田 一秀</p>
	<p>局長補佐</p>	<p>【議案第4号朗読及び説明（議案書5頁）】</p> <p>議案第4号 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 地積 m² 登記：田 現況：畑 地積 m² 合計：田 2筆 m² 譲渡人： 譲受人： 契約種別：売買 用途：宅地 転用目的及び施設の概要：宅地拡張（備考）この申請地は農振農用地除外地です。申請地は自宅横に位置し、300m以内には役場機関があり第3種農地に該当します。転用計画は宅地の拡張で、既存の擁壁を改修するために敷地用地を確保するものです。事業目的から見た転用面積は適当で、転用妥当と判断しての申請です。契約種別は売買でm²あたり 円です。 【5条申請 番号2 関連案件】</p> <p>番号2 土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m² 合計：田 1筆 m² 譲渡人： 譲受人： 契約種別：売買 用途：雑種地 転用目的及び施設の概要：進入路（備考）この申請地は農振農用地除外地です。申請地300m以内には役場機関があり第3種農地に該当します。転用計画は進入路で、宅地が拡張されるために進入路用地を確保するものです。事業目的から見た転用面積は適当で、転用妥当と判断しての申請です。契約種別は売買でm²あたり 円です。 【5条申請 番号1 関連案件】</p> <p>番号3 土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m² 合計：田 1筆 m² 譲渡人： 譲受人： 契約種別：売買 用途：雑種地 転用目的及び施設の概要：進入路（備考）この申請地は農振農用地除外地です。申請地300m以内には役場機関があり第3種農地に該当します。転用計画は進入路で、保育所が建設されるために進入路用地を確保するものです。事業目</p>

	<p>的から見た転用面積は適当で、転用妥当と判断しての申請です。契約種別は売買で㎡あたり 円です。</p> <p>(補足説明) 現地調査資料ですが、番号1番と2番は9～17ページ、番号3は18～23ページです。番号1ですが、9ページに位置図を付けていまして、10ページに分筆後の公図を付けています。少し小さな図面になっていますので11ページに拡大の中間図を付けています。番号1の と を分筆しまして、いびつな台形の形であったのを少し整形した形で用地を確保してL型擁壁を入れると言うものです。12ページは計画図と言う事で現況の写真を付けました。L型擁壁の高さ1.2mのものを46.5m周りに設置するものです。13ページにはL型擁壁の構造図を付けています。14ページに番号2の図面を付けています。15ページの中間図で が申請地で、三角形に宅地の用地を取りましたので、今度は逆に三角形の進入路を確保すると言うものです。16ページに、2.5mの幅で27mを設置する写真を付けています。現況の さんの用地の中に水路がありますのでフリームで移設すると言う事で17ページに構造図を付けています。</p> <p>18ページですが、保育園の進入路の位置図です。町民体育館の前の田で国道縁りです。19ページに公図を付けていまして、20ページに中間図で構図を拡大したものを付けています。21ページに地籍測量図、分筆登記申請が26年度の予定ですので4月11日の臨時議会を経てから分筆登記の申請に入ります。ただし、補正の予算で既にサンイン技術コンサルタントに設計の委託が出してありますので今回分筆予定の測量は完了しています。その中での分筆予定という事で分筆予定地番が で地籍は ㎡で間違いなく分筆される確認は取れています。22ページに計画平面図、23ページに断面図を載せています。田の区画1枚丸ごと3.5mの車道2車線とりまして3.5mの歩道を両サイドにとる形で進入路を計画しています。以上です。</p>
議 長	議案第3号につきましても現地調査を行って頂いていますので、岡田委員より報告をお願いします。
岡田委員	<p>8番岡田です。現地調査資料の11ページを見て下さい。 さんの自宅のブロックが斜めに傾斜していていつ倒れるか分からない状態です。 さんから進入路を少し分けてもらって事務局が説明された通り宅地を広げられるものです。 さんの進入路がなくなるので さんとの売買により進入路を確保されます。調査委員の皆さんで協議した結果、水路も良い具合にされているし問題ないのではないかと判断しました。</p> <p>進入路ですが、現地調査資料の22ページ、先程、事務局から説明がありましたように道路と歩道が付けられてそっくり無くなる形です。現地調査委員では許可妥当ではないかと判断しました。</p>
議 長	議案第4号につきまして質疑を受けます。
作野委員	3番作野です。番号1番と2番は関連がありますので併せて質問をさせていただきます。契約種別は売買と言う事でそれぞれ単価が出ています。約 円程度の差額が出ています。先程の事務局の説明によりますと、 さんの擁壁の修復がスタートで さんに土地を提供し

		<p>てもらって、　　さんは進入路が無くなったと言う事で　　さんが今度は　　さんの農地を譲り受けて進入路を確保すると言う事です。そうしますと、　　さんが基点であって　　さんが、何と言いますか、一番の犠牲になられていると思いますが、その辺りはどうでしょうか。それから、進入路の幅ですが、平米は出ていますが、幾ら位の幅ですか。</p>
	議 長	<p>売買価格の差は何故かと言う事と、進入路の幅は幾らかとの2点の質問だと思いますが、よろしいですか。</p>
	作野委員	<p>はい。</p>
	局長補佐	<p>番号1と2の平米単価が違うのは事務局でも確認しておりますが、番号1で　　㎡を掛けると　　です。2番も　　㎡を掛けると　　円です。単価差はありますが、三者が同意した中での価格で利害が出ている金額にはなっていない、それぞれが了解されている金額であると申請を受けています。</p> <p>進入路の幅ですが16ページの写真の上に延長27mで幅2.5mで載せています。</p>
	作野委員	<p>分かりました。</p>
	議 長	<p>ご異議ございませんか。</p>
	一 同	<p>異議なし。</p>
	議 長	<p>異議なしと認め『議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。</p>
議案第5号 農用地利用集積計画の決定 について	議 長	<p>『議案第5号 農用地利用集積計画の決定について』を上程します。</p>
	局 長	<p>議案第5号 農用地利用集積計画案の決定について このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。 農業経営基盤強化促進法第18条第2項において定める事項は別添各筆明細書の通りです</p>
	局長補佐	<p>平成26年 第4号 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。 【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 （議案書8～12頁）】</p> <p>[新 規] 整理番号 184番～188番 設定を受ける者： 4名 1法人 設定をする者： 5名 設定をする土地： 12筆 計 12,277㎡</p> <p>[再設定] 整理番号 189番～190番 設定を受ける者： 2名 設定をする者： 2名</p>

		<p>設定をする土地： 3筆 計 12,948㎡</p> <p>[合計] 整理番号 184番～190番 設定を受ける者： 6名 1法人 設定をする者： 7名 設定をする土地： 12筆 計 25,225㎡</p> <p>(補足説明) 186番は再設定案件でしたが、期限が切れで遅れてしまったので新規設定扱いとなりました。 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します</p>
	議長	<p>質疑に入りますが、184番は庄倉委員さんの配偶者ですので184を除き質疑を受けません。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	<p>異議なしと認め、『議案第5号 農用地利用集積計画案の決定について』184番を除いて議決承認されました。</p> <p>整理番号184番について質疑に入りますので、庄倉委員さんは退席をお願いします。</p> <p>(庄倉委員退室)</p>
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、『議案第5号 農用地利用集積計画案の決定について』整理番号184番は議決決定しました。
4.その他 第2回農業員 会総会の日程 について	議長	<p>平成26年度第2回南部町農業委員会総会の日程について 平成26年 5月 13日(火)</p>
	議長	幹事さんより研修会の報告をお願いします。
	作野幹事	～幹事から連絡～
	局長補佐	～事務連絡～
5、閉会	議長	これにて平成26年度第1回南部町農業委員会総会を終わります。ありがとうございました。
備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。		